

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第53期 第12回

開催年月日 令和4年8月31日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	高知県最低賃金審議会の意見に関する 異議申出について
公益代表	4名	2	高知県最低賃金専門部会の廃止について
労働者代表	4名	3	その他
使用者代表	4名		

次回本審開催予定日 令和4年9月12日

[開会] 午前8時56分

会長代理 本日は会長が欠席のため、大井が代理を務めさせていただきます。  
ただ今から、第53期第12回高知地方最低賃金審議会を開催します。  
まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日は公益委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名の委員合計12名の出席していただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。

会長代理 本日の議事録を確認する委員ですが、会長が欠席のため、公益は私が担当することとします。  
また、市川委員も欠席のため、労働者代表委員はどうしますか。

白木委員 私が行います。

会長代理 それでは白木委員、よろしくをお願いします。  
使用者側は野村委員をお願いします。

会長代理 それでは、議事に入ります。  
議事(1)「高知県最低賃金審議会の意見に対する異議申出について」です。

事務局は、申出状況と処理手続きについて説明してください。

賃金室長 高知県最低賃金の改正決定につきましては、8月15日に当審議会から答申をいただきましたので、最低賃金法第11条に基づき、同日にその要旨を公示いたしました。

この公示がされた場合、「当該最低賃金に係る労働者または使用者は、公示があった日から15日以内に高知労働局長に異議を申出ることができる。」とされており、8月30日が異議申出期間満了日でございます。

その結果、申出期日までに2件の異議申出書が提出されました。

異議申出書が提出された場合は、「高知労働局長は、高知地方最低賃金審議会に意見を求めなければならない。」とされていることから、本日、諮問をさせていただくこととしております。

よろしく願いいたします。

会長代理 ありがとうございます。

異議申出があったことに対して、当審議会の意見を求めることについて、高知労働局長が諮問されるとのことですので、これから諮問を受けたいと思います。

局長から会長代理に諮問文を手交

会長代理 それでは、事務局から諮問文を配付してください。  
配付が終わるまで少しお待ちください。

諮問文を傍聴人も含め全員に配付

会長代理 事務局から諮問文の朗読をお願いします。

事務局 諮問文朗読

会長代理 ありがとうございます。

高知労働局長より、諮問がありましたので、ただ今より、この異議申出について審議に入ります。

まず、事務局から、異議申出について説明してください。

賃金室長 それでは、高知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書に関しまして、紹介いたします。

議事次第に添付しています資料の後ろから4ページ目をご覧ください。

8月30日に高知県労働組合連合会から異議申出書が提出されました。  
異議申出書では、要約して説明させていただきます。

「今回の答申での特徴は、答申の付帯事項として中小企業支援についての政府や労働局への具体的要望を明記したことです。業務改善助成金があまりにも中小企業にとって使い勝手が悪く、中小企業の最低賃金引上げの意欲を高めるに至っていないことの現れであり、付帯された事項は、高知地方最低賃金審議会が中小企業の多い高知県の実情を反映したものとして一定評価できるものとなっています。

しかし、惜しむべくは、答申結果で労働者の生計費に寄り添った時間額を答申できなかったことです。

高知県労連が行った最低生計費試算調査では、高知県で「人間らしい最低限度の生活」を営むためには、時間額1,650円(150時間換算)以上が必要であることが明らかになっています。

労働者の生計費はもとより、ワーキングプアの早期解消には至りません。

審議会は、地方と都市部のあまりにも大きい格差を解消する展望を持ち、高知県で働き続けられるようにしていく必要がある。」

以上のような異議を申し立てられております。

異議事項及びその理由については、この後、陳述人から発言をお願いしたいと思います。

次に2ページめくっていただいて、氏名は伏せていますが、同日使用者の方から異議申出が提出されております。

タクシー業を営む事業者の方からで次のような内容です。

「コロナ禍になって、弊社では売上は大きく落ち、営業利益は大きな赤字になっており、最低賃金の補填額も大きく増加し、営業赤字の大きな要因となっております。

企業の存続ができなくなった場合、従業員にとっては返って困惑することになります。

その経営がどれくらい圧迫されるか等について、十分に調査し、コロナ禍が終息するまで、最低賃金の引上げは慎重にすべきと考えます。」

表の中に営業利益と最低保障額がありますけれども、2020年は営業利益が2300万円の赤字、そのうち、最賃補填額が290万円、2021年は営業利益が2900万円の赤字、そのうち、最賃補填額が330万円となっております。

申出については以上です。

会長代理

ありがとうございます。

本日、高知県労働組合連合会の異議の申出に関する意見陳述に「こうち生協労組」から来ていただいています。

意見陳述は10分以内、陳述人1名、地域最賃改正決定にかかる異議に限定して受けることになっています。

それでは町田様、お願いします。

#### 陳述人、陳述席へ移動

陳述人

皆さんおはようございます。

私はこうち生協労働組合に専従にしております町田と申します。

座って発言させていただきます。

「高知県最低賃金審議会の改定決定に対する異議申立書」ということで、県労連を通して手続きをさせていただき、ここで発言をさせていただきます。

時間を10分いただいておりますが、1枚目は手短かに話させていただきたいと思います。

「新型コロナウイルスが変異株を伴いながら全国を駆け巡り、経済へ大きな影響を与える中、労働者の労働条件の向上と地域経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員のみなさまに心から敬意を表します。

高知地方最低賃金審議会は、8月15日に今年度の高知地方最低賃金の改定について、現行の820円を33円引上げ、853円とすることを答申しました。

今回の答申での特徴は、答申の付帯事項として中小企業支援についての政府や労働局への具体的要望を明記したことです。

県内の中小企業数24,997件(2016年)に対し、2021年度の業務改善助成金の認定件数は17件という少なさは、業務改善助成金があまりにも中小企業にとって使い勝手が悪く、中小企業の最低賃金引上げの意欲を高めるに至っていないことの現れであり、付帯された文章は高知地方最低賃金審議会が中小企業の多い高知県の実情を反映したのものとして一定評価できるものとなっています。

しかし、惜しむべくは、答申結果で労働者の生計費に寄り添った時間額を答申できなかったことです。

公益委員見解では、標準生計費が全国中位であることに触れられていたが、引上げ額については、「Dランク内の各県の引上げ状況を考慮した上で」と全国最低の最低賃金額が答申されています。

高知県労連が行った最低生計費試算調査では、高知県で「人間らしい最低限度の生活」を営むためには、時間額1,650円以上が必要であることが明らかになっています。

今年度の答申額の加重平均である961円にも満たない額では、労働者の生計費もとより、ワーキングプアの早期解消には至りません。」

次に、同じ内容にもなるんですけど、こうち生協労働組合の副委員長町田より「高知地方最低賃金額を33円引上げ、853円とするとした答申について、引上げ額は不十分であり不服です。生計費を考慮した額への再審議を求めます。」ということで、理由を5点挙げております。

理由の1としましては、「公益委員見解でも出された、標準生計費が全国で22番という高さにある点が考慮されていません。」

先ほども言いましたが、「最低生計費試算調査では150時間換算で1,650円、173.8時間換算では1,400円以上が生計費に必要であるということが明らかになっています。

今回の答申は全国平均が961円であり、それすら満たされていないということは、中位にある高知県民の生計費が考慮されていないことを示しています。」

理由の2は、高知地方最低賃金審議会が、中央最低賃金審議会の目安を「最も重要な資料」と位置付けている以上は、労働者の生計費に沿った答申額を出すことは困難であると考えます。

公益委員見解には、「高知県の生計費は国内全体の中位にあり、最下位ではない」と明記されていたにもかかわらず、結果として全国最低水準の時間額が答申されました。

これは「各県の実情を鑑みて金額設定を行う」という最低賃金法に矛盾するものです。

公益委員見解では、繰り返しDランク内での指標の比較がされており、文面にも「Dランク内における最低賃金の格差の解消にも配慮すべきという認識に至った」と明記されています。

しかし、Dランクでは福島県が858円、島根県で857円という答申が行われており、Dランク内の格差の解消を目指すのであれば、高知地方最低賃金審議会の答申した33円という引上げ額では不十分です。

これでは、「中央最低賃金新審議会の答申に「単独最下位」を避ける金額を上乗せした」という指摘は免れません。

理由の3は、公益委員見解では、パートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金下限額は、953円となっており、答申額とは100円もの開きがあります。

最低賃金の原則の1つである「通常の労働者の賃金」から見ても、答申額が853円となることに整合性があるとは言えず、原則に沿ったものとなっていないことは明らかです。

理由の4は、使用者側委員からも「資料やデータを使った十分な審議がで

きなかった」と意見が出されており、労働者や事業者、地域の実情を土台とした議論が尽くされていません。

最後に理由の5は、原則公開の規定にもかかわらず、核となる部分が非公開とされています。

さらに、答申の際に傍聴者には、公益委員見解も配布されていません。

公的な諮問機関であるにもかかわらず、閉鎖的な議論で審議を進行していくこと自体が「十分な審議」とは言えません。

以上の理由により、異議申立を行い、再審議を求めます。

私からは以上です。

会長代理

どうもありがとうございました。

今の陳述内容に対して、各委員からご質問はございませんでしょうか。

意見なし

会長代理

以上で異議申出に対する意見陳述を終了いたします。

ありがとうございました。席へお戻りください。

陳述人、傍聴席へ移動

会長代理

それでは、2件の異議申出について、一括して審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

異議なし

会長代理

異議がないようですので、異議申出については、一括して審議することとします。

では、本件異議の申出に対する労使各側の見解をお伺いしたいと思います。まず、労働者側からお願いします。

白木委員

異議について、内容を確認させていただきました。

労働者のご意見と使用者のご意見、それぞれのご意見があったと思います。切実な状況の中での異議だったのだらうと思っております。

また、これまでの経過でありますとか、取り巻く環境といったものが大変厳しくなっていると受け止めたところでございます。

内容について、理解できる部分もあると考えております。

ただ、確かに労働側の委員としましても最低賃金がセーフティネットたる

に相応しい水準になるということを目指しておりますし、誰もが早期に時給1,000円といったことを目指す主張を行ってきたところでございます。

併せまして、この審議会の中で、使用者代表の委員及び、公益委員とともに長引くコロナ禍でありますとか、様々な物価が高騰しているといった非常に厳しい状況の中で、いろいろな統計ですとか、数値、指標といったものをしっかりと分析、評価しながら議論を展開してきたと思っており、審議を尽くしてきたと受け止めております。

したがいまして、今期の結果については労働側としては尊重したいと考えております。

以上です。

会長代理            ありがとうございます。  
では次に、使用者側からお願いします。

野村委員            ご意見は承りました。  
使用者側も賃金引上げが必要であるという認識は十分に持っております。  
ただ、一方で非常に厳しい経営状況にある中小零細企業が存在し、何とか事業を存続し、雇用を維持していかなければならないという現状があります。  
今回は大幅な引上げとなり、非常に厳しい結果と捉えております。  
ただ、最終的に採決となりましたが、結果については尊重いたします。  
以上です。

会長代理            ありがとうございます。  
他に、ご発言されたい委員の方はいらっしゃいますでしょうか。  
公益委員はどうでしょうか。

意見なし

会長代理            それでは、本日、高知労働局長から諮問のあった「高知県最低賃金の改正決定に係る高知地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出」については、ただ今各側委員からご意見をいただきました。

8月15日の当審議会の答申は、8月1日の全員協議会での意見陳述や各種要請書も踏まえて慎重に審議した結果であり、異議申出の内容についてもこれまでの審議において十分に考慮されているものと考えます。

したがいまして、「令和4年8月15日付け「高知県最低賃金の改定決定について（答申）」どおり決定することが適当である」との内容で答申することにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

異議なし

会長代理 異議がないようですので、令和4年8月15日付け「高知県最低賃金の改定決定について（答申）」どおり決定することが適当であるとの内容で答申することといたします。

答申については、私と事務局で用意しますので、しばらくお待ちください。

「答申（案）」の内容を会長代理が確認

会長代理 では、答申案の配付をお願いします。

答申文（案）を委員に配付

会長代理 それでは、事務局から答申案の朗読をお願いします。

事務局「答申（案）」朗読

会長代理 ただ今の答申案につきまして、何かご意見はありますか。

意見なし

会長代理 特にご意見はないようですので、この答申案のとおりにしてよろしいでしょうか。

異議なし

会長代理 では、事務局で「答申文」の準備をお願いします。

事務局「答申文」の準備、会長代理へ

会長代理 答申文をお配りする間、少しお待ちください。

各委員、傍聴人等に「答申文（写）」を配付

会長代理 それでは、局長に「答申文」をお渡ししますので、よろしく願います。



## 会長代理から局長に答申文を手交

会長代理 局長からご挨拶があるようですので、よろしく申し上げます。

局 長 ただ今、会長代理から高知県最低賃金の改正決定に対する異議の申出に係る諮問につきまして、答申をいただきました。

厚くお礼申し上げます。

公労使委員の皆様には、6月28日に諮問させていただいて以来、限られた時間の中で、慎重かつ熱心にご審議をいただきました。

改めてお礼申し上げます。

本日、答申をいただきましたことを踏まえ、発効に向け、官報公示など事務処理を迅速に進めてまいります。

また、引き続き最低賃金の周知及び履行確保を図っていくとともに、中小企業に対する各種支援策につきまして一層の利用及び活用の促進に努めたいと考えております。

委員の皆様には、今後とも引き続き最低賃金制度の運用につきまして、ご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

本日はありがとうございました。

会長代理 続きまして、議事(2)高知県最低賃金専門部会の廃止についてです。

審議会令第6条第7項において「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定され、この運用について、高知県最低賃金専門部会運営規程第9条において、「専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、その任務を終了することとし、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定しております。

したがって、高知県最低賃金専門部会については、既にその任務を終了しておりますので、廃止することとしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

### 異議なし

会長代理 異議なしということでしたので、高知県最低賃金専門部会の廃止を決定します。

会長代理 それでは、次回の審議会は電子の特定最低賃金に改正の必要性の有無について報告をいただくこととなりますが、特に非公開とする必要はないと思

ますがどうでしょうか。

異議なし

会長代理        ご了承いただきましたので、事務局は日程が決まり次第公開の手続きをお願いいたします。よろしいでしょうか。

賃金室長        はい。

会長代理        その他、事務局から伝達事項はございますでしょうか。

基準部長        事務局の恒吉からご報告が1点ございます。  
前回会議の答申におきまして、委員の皆様から当局へのご要望を賜っていただきましたところですが、業務改善助成金の拡充につきまして、9月1日から実施されることとなりましたので、簡潔にご報告いたします。

中央審議会の提言などを経まして、新たに「原材料費等の高騰の影響を受けている事業者」や「最低賃金が相対的に低い地域の事業者」を対象に、より使いやすくなるよう、9月1日から制度拡充することとなりました。

具体的には、助成率区分最大9割の区分に対しては、これまで生産性要件があったのですが、一部の事業者に対して撤廃をされたり、助成対象経費として認められていた自動車につきまして、サイズ要件が11人から7人へとダウンサイジングされたり、若干ではございますが、活用促進に関して配慮がなされました。

昨年度など、これまで拡充されてきた部分も含めまして、徐々に使い勝手の点で改善されてきていることは間違いございませんので、当局といたしましても、制度の周知・広報を迅速・丁寧に行い、県民の皆様へのご理解とご活用の促進につなげたいと存じております。

以上でございます。

会長代理        以上で本日予定していました議題はすべて終了しましたが、ほかに何かございますか。

意見なし

会長代理        ないようですので、本日の審議会を閉会します。

[閉会] 午前9時31分